資料３

第２期徳島県文化芸術推進基本計画の概要

１ 計画の趣旨

「文化芸術基本法」（平成29年6月改正）の「文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくりなど幅広い分野に文化芸術を活用する」という趣旨を踏まえ、同法第7条の2に規定された「地方版基本計画」として、本県の文化芸術の更なる発展に向けて第1期計画を策定した。

第1期計画の計画期間が、令和元年度から令和5年度までであったため、「第2期徳島県文化芸術推進基本計画」を策定した。

２ 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間

３ 計画の施策体系

コロナ禍により落ち込んだ本県の文化芸術活動の回復・進展のために、文化芸術活動を担う人材を育成するとともに、県民誰もが多様な文化芸術に触れ親しむことができる環境の創出、さらには、文化芸術の力により地域を活性化する取組の充実強化を図るため、3つの目標を掲げ施策を展開していく。

①徳島の文化を担う「人づくり」	②徳島の文化を感じられる「環境づくり」	③徳島の文化を活用した「地域づくり」
Ⅰ 県民主役の文化活動の促進	Ⅰ 文化芸術の鑑賞機会や発表の場の充実	Ⅰ 地域づくりの促進
Ⅱ 「あわ文化」発展への顕彰の実施	Ⅱ メディアを活用した文化の振興	Ⅱ 文化資源を活かした文化観光の推進
Ⅲ 文化活動による共生社会の実現	Ⅲ 「あわ文化」の魅力発信	Ⅲ 地域文化を通じた郷土愛・地域愛の醸成
Ⅳ 文化活動への若者参加の促進	Ⅳ グローバル化の加速	Ⅳ 文化芸術団体の活性化
Ⅴ 「徳島ファン」の拡大	Ⅴ 文化芸術を育む場の充実	Ⅴ 文化部活動の地域連携・移行

文化芸術の力により、持続可能で魅力的な徳島県へ